

平成18年12月8日
三重県県土整備部下水道室
建設業室

三重県県土整備部が発注する下水道用機械設備工事および下水道用電気設備
工事に係る最低制限価格並びに低入札価格調査実施要領の運用について

このことについては、「公共工事に係る最低制限価格の運用について（以下「最低制限価格」という。）」および「三重県低入札価格調査実施要領 別表1 基準価格の算定（以下「基準価格」という。）」により運用していますが、下水道用機械設備工事および下水道用電気設備工事の最低制限価格並びに基準価格については下記のとおり運用する。

工事に伴い最低限必要な費用 = P
直接経費 = 直接工事費 + 共通仮設費の積み上げ分

1. 機械設備製作・据付工の最低制限価格および基準価格は、次の計算式によること。
機械設備製作・据付工

【製作・据付】

$$P = \{ (\text{機器費} + \text{設計技術費}) \times 0.7 + (\text{直接経費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 \\ + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1 \} \times 1.05$$

直接経費は機器費を含まないこと。

2. 電気・通信設備工事の最低制限価格及び基準価格は、次の計算式によること。
電気・通信設備工事

【製作・据付】

$$P = \{ (\text{機器費} + \text{設計技術費}) \times 0.7 + (\text{直接経費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 \\ + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1 \} \times 1.05$$

直接経費は機器費を含まないこと。